

坂出市人権尊重のまちづくり条例

すべての人間は、生まれながらにして自由であり、かつ、尊厳と権利について平等です。これは、世界人権宣言にうたわれている人類普遍の原理であります。また、わが国においては、日本国憲法により、基本的人権の享有が保障され、法の下での平等が定められています。

しかし、今なお、社会的身分、門地、性別、人種、信条等に起因する人権に関する様々な課題が存在し、また、社会情勢の変化等により、新たな課題も生じ、それらの解決に向けた積極的な取り組みが求められています。

私たち一人ひとは、自らの人権意識を高め、差別や偏見のない、明るく住みよい社会を築いていかななくてはなりません。

ここに、私たち坂出市民は、坂出市の「人権尊重都市宣言」の趣旨にのっとり、お互いの人権が尊重され、自由かつ平等で公正な社会を実現するため、たゆまぬ努力を重ね、人権尊重のまちづくりを推進していくことを決意し、この条例を制定します。

(目的)

第1条 この条例は、市が推進する人権尊重のまちづくりに関し、市の責務ならびに市民および事業者の役割を明らかにするとともに、市が実施する人権尊重のまちづくりに係る施策（以下「人権施策」という。）の基本となる事項を定めることにより、すべての人の人権が尊重される社会の実現に寄与することを目的とする。

(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 市民 市内に居住する者および市内に通勤または通学する者をいう。
- (2) 事業者 市内において事業活動を行う個人、法人または団体をいう。

(市の責務)

第3条 市は、第1条の目的を達成するため、市行政のあらゆる分野において人権施策を推進するとともに、人権意識の高揚を図るための施策を実施する責務を有する。

(市民の役割)

第4条 市民は、互いの人権を尊重するとともに、人権意識の高揚に努めるものとする。

2 市民は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(事業者の役割)

第5条 事業者は、その事業活動に関し、人権尊重の社会環境づくりに努めるものとする。

2 事業者は、人権施策に協力するよう努めるものとする。

(基本方針)

第6条 市長は、人権施策の総合的な推進を図るための基本となる方針について定めるものとする。

(調査等の実施)

第7条 市は、人権施策を効果的に推進するため、必要に応じて意識調査等を実施し、市民の人権に対する意識や意見を把握するものとする。

(推進体制の充実)

第8条 市は、人権施策を効果的に実施するため、国、県および関係機関との連携を強化し、推進体制の充実に努めるものとする。

付 則

この条例は、平成25年10月1日から施行する。